

日薬連発第 308 号  
2025 年 4 月 22 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会  
(押印省略)

[経団連] 熱中症対策義務化に係る「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」の公布について（連絡）

標記について、経団連労働法制本部より、下記のとおり、お知らせがありましたので、貴団体加盟企業に周知願います。

**【「経団連 労働法制本部」からの連絡文】**

職場における熱中症対策の義務化に係る「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が4月 15 日に公布されましたので、下記にてお知らせいたします。

厚生労働省は、本改正省令の趣旨や取組みの参考例、留意事項等をまとめた施行通達を近く発出予定です。

記

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和 7 年厚生労働省令第 57 号)  
(官報)

<https://www.kanpo.go.jp/20250415/20250415h01445/20250415h014450002f.html>

(法令データベース)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H250415K0010.pdf>

【本件連絡先】経団連 労働法制本部 安全衛生担当

E-mail:[anei@keidanren.or.jp](mailto:anei@keidanren.or.jp)